



こんにちは おかや

財団法人 岡谷市国際交流協会
 〒394-8510岡谷市幸町8-1 岡谷市役所4階
 TEL: (0266)24-3226 FAX: (0266)24-3227
 E-mail: oiea@oiea.jp URL: www.oiea.jp
 2007年4月15日発行 春号

～このニューズレターは(財)岡谷市国際交流協会が外国籍市民の皆様へ日本の文化をお伝えしながら、様々な生活に役立つ情報を提供しようとする季節ごと年4回発行しております。ご意見、お問い合わせは下記へお寄せください。

がいこくじんとろうろく 外国人登録

外国人が日本に滞在しようとする時、自分が住む予定の市町村の役場で様々な手続きを行う必要があります。最も大事なものは、やはり外国人登録です。

90日以内の滞在の場合は、何も手続きは必要ありませんが、外国人が日本に90日以上滞在しようとする場合は、日本人が住民登録を行っていると同じように、日本に来て90日以内に市役所で外国人登録をしなければなりません。手続きはとても簡単で、岡谷市の場合は、1階の市民課で行っています。

16歳以上の場合、基本的に本人の申請になり、パスポートと6ヶ月以内に撮影された縦4.5cm横3.5cmの写真2枚が必要となります。16歳未満の方は、同一世帯の16歳以上の方(一緒にお住まいでも別世帯の方は不可)が本人の代わりに申請することになり、写真は必要ありません。また、1年以上滞在する方は、日本に住んでいる父、母、配偶者の氏名、生年月日、国籍をメモして来てください。

外国人を登録をすると、3週間ほどで外国人登録証明書が発行されます。16歳以上の方は、身分証として常に携帯してい

ただため、大切に保管してください。もし外国人登録証明書の内容に変更あった場合、例えば、仕事を変わった時、または新しく岡谷市に転入した時、岡谷市内の住所を変えられた時は、14日以内に外国人登録証明書を持って市民課へ届出に行きましょう。また、岡谷市から他の市町村に転出した時は、新しい住所地の市町村役場へ、外国人登録証明書を持って届出をしてください。その場合、岡谷市への届けは必要ありません。住所変更の届出は、本人か同居している親族のどちらでもできます



外国人登録証明書


が、外国人登録証明書の切替及び再交付には、必ず本人の届出となります。

日本で生活する上で、入学、就職、自動車の名義変更などの時、居住関係や身分関係を証明する公文書が必要になります。この場合、本人か同居している親族が外国人登録証明書を持って市民課に「外国人登録原票記載事項証明書」を請求してください。それ以外の代理人が請求する場合は、委任状が必要です。手数料は1通につき300円かかります。使用目的、提出先を明確にしてください。

☆日本の春の風物詩 ～知って楽しい日本の文化～


はなみ 花見

花見は主に桜などの花を觀賞し、春の訪れを喜び慣習。多くの場合は開花した桜の木の下で行われる宴会のことを指します。桜の木は日本全国に広く見られ、その花は春の一時に、ある地域で一斉に咲き、一週間足らずという短い期間で散るため、毎年人々に強い印象を残し、日本人の春に対する季節感を形にする大事な花となっています。その開花期間の短さ、そしてその花の美しさは、しばしば人の命の儚さになぞられます。花を見ながら飲む酒は花見酒と呼ばれ、風流とされています。




にゅうがく 入学

入学とは、学校に入ること。幼稚園に入ることは入園(にゅうえん)と言います。小学校に入学することを特に就学(しゅうがく)と言います。4月1日時点で満6歳にある日本国籍の児童は就学時健診を受けていじょう異常がなければ小学校に入学する制度になっています。もちろん外国籍の学齢児童も就学は可能です。義務教育制度のため、健康を有する学齢児童全員が正規の学校に就学されるものとなっています。対義語は「卒業」です。一般的に日本では入学や卒業の時期は春の行事と考えられておりますが、欧米では、秋の行事になっています。



たんご せつく 端午の節句

端午は5月5日に、男子の健やかな成長を祝い、祈る日本の風習。端午は男子の節句とされ、鎧、兜、刀、武者人形や、五月人形などを室内に飾り、庭前には、こいのぼりを立てるのが、典型的な祝い方です。鎧兜には男子の身体を守るという意味がこめられ、こいのぼりを立てる風習は中国からきており、男子の出世を祈願しています。こいのぼりは、吹流しと3匹位のこいのぼりからなっています。また5月5日は国民の祝日「こどもの日」になっており、さらにゴールデンウィーク期間中でもあり、男の子誕生の初節句はにぎやかに祝われます。



ほか てつづ その他の手続き

すべての手続きは、外国人登録からスタート
外国人登録をしてから、各種の手続きなどを出来るようになります
すので、なるべく早めに市民課へ

こんなときに外国人登録証明書が必要……

- ★ 銀行口座を開きたいとき……
- ★ 携帯電話の購入をしたいとき……
- ★ 健康保険に加入したいとき……
- ★ 印鑑を登録したいとき……
- ★ 児童手当を申請したいとき……
- ★ 子供の入園や入学の手続きをしたいとき……
- ★ 外国の運転免許を日本の免許に切り替えたいとき……



国民健康保険

外国人登録をしている方の在留期間が1年以上の方は、保険に加入しましょう。職場の健康保険に加入できない人は住んでいる市町村役場で全員、国民健康保険、国民年金に加入することになります。加入してからは月々保険料を支払わなければなりません。所得のない留学生は減額されます。詳しくは市役所健康推進課まで。

多言語ゴミカレンダー

岡谷市に転入し、住民登録や外国人登録をすると、ごみの分け方などが記載されている「家庭用ごみ収集カレンダー」をもらえます。外国人居住者のための、ポルトガル語、英語、中国語、タガログ語で絵入りのごみ出しカレンダーです。ご利用ください。



おかやしこくさいこうりゅうきょうかい 岡谷市国際交流協会(OIEA)

財団法人岡谷市国際交流協会 は、このニューズレターの作成以外にも、外国籍市民の皆さんに、翻訳や通訳、各種の手続きのお手伝いなどの様々なサービスを提供しています。

翻訳: 各種の手続きのために、母国からの出生証明者などの書類が必要です。しかし、市役所の窓口で原本と一緒に日本語訳を提出しなければいけません。そのようなときにOIEAがその書類を日本語に訳します。

通訳: 各種の手続きをするとき、担当窓口の職員のほとんどは日本語しか話しません。手続きがスムーズにいこうようにOIEAのスタッフ、又はボランティアの方が通訳をします。

翻訳や通訳以外にも、入国管理局や社会保険事務所等に提出する書類の準備や記入のお手伝いなどもします。

相談: 悩んでいることや困っていることがあったら、OIEAへ相談できます。OIEAの職員が答えられないときや、直接お手伝いできないときには、あなたの相談を対応できる人を紹介します。



また、外国籍市民の皆さんが気軽に参加できる日本語教室やイベントなども随時開催しています。最新の教室やイベント情報については、OIEAに連絡するか、ホームページをご覧ください。大勢の外国籍の方のご参加をお待ちしています。

皆さんが安心して、岡谷市や、この地域で生活できるよう、お手伝いいたしますので、気軽に国際交流協会へお越し下さい。

＜岡谷市役所 4階＞

(月曜日から金曜日まで AM8:30～PM5:30)

各種サービスの窓口紹介

日常生活の中では様々な手続きが必要となります。外国人登録をすると、岡谷市民としてサービスを受けられます。各種の手続きの担当窓口は、次のとおりです。

手続き	担当窓口	場所	内線	手続き	担当窓口	場所	内線
外国人登録、出生届、死亡届、印鑑登録など	市民課	1階	1157	介護保険	介護福祉課	2階	1281
国民健康保険、予防接種、母子手帳の手配	健康推進課	1階	1181 1184 1190	児童扶養手当、出産費助成金、特別児童扶養手当、児童手当、特別障害者手当	社会福祉課	2階	1251 1252 1254
地方税(市県民税)、軽自動車税など	税務課	1階	1125 1126	市営住宅の入居	都市計画課	3階	1336 1337
子どもの小中学校の入学	教育総務課	2階	1213	上下水道の各種手続き	水道課	4階	1416 1418
児童の入園	子ども課	2階	1261				



みず

水のはなし



毎日の生活に欠かすことのできない「水」は、皆さんが使用する前、使用した後に、たくさんの処理がされています。岡谷市の水道水は、約80%が地下水、湧水を水源とし、約20%が表流水(川の水)を水源にしています。岡谷市で唯一の表流水(川の水)を取水としている小井川浄水場を例に水の旅をご紹介します。

(1)川からの取水、浄水

水道水を作る第一歩は取水から始まります。そして飲料水に適すよう処理(浄水)が行われます。

水道水(配水)

市内にははじめぐらされた配水管により各家庭、工場等に配られます。

(2)各家庭での使用

飲料水のほか、多くの目的のために使用されます。

下水道へ排水

役割を終えた水道水は下水道へ排水されます。

(3)終末処理場

数多くの処理が行われ、放流に適した水質にします。

(4)諏訪湖

処理水は諏訪湖に放流され海へと還ります。

災害に備える

「備えあれば憂いなし」ということわざがありますが、災害はいつ、どこで、何が起こるかわかりません。上下水道に関する日頃の心得をいくつか紹介します。

★水道水のくみおき★

飲料水の確保は1人1日3ℓが目安です。清潔でふたのできる容器に、口元いっぱいに入水を入れて冷暗所に保管しましょう。中の水は3日に一度くらいを目安に新しい水に入れ替えてください。もちろん古い水も使えますので、お風呂や洗濯、お花などにどうぞ。



★水筒等の容器の確保★

非常用の水筒を用意しておけば、もし水が出なくなっても給水所等でスムーズに給水が受けられます。水を沸かすことのできるものであればより心強いものです。

★お風呂の水のためおき★

お風呂の水をためておけば、いざという時に水洗トイレに流す水や消火用等、雑用水として利用できます。

★地域との協力★

なかなか難しいことかも知れませんが、日頃からお隣に住んでいる人やご近所との交流を持つようにし、いざという時には助け合える体制づくりを心がけましょう。

■建設水道部水道課への届出

次のような時には、水道課(岡谷市役所4階)への届出が必要となります。

2～3日前までに、水道課窓口、又は水道課に電話・FAXで連絡をしましょう。TEL 23-4811 内線1417/1418 FAX 24-0294

	手数料	代理人	注意点
水道の使用を開始するとき	1,300円	可	開栓時の立会いは必要ありませんが、全ての蛇口を閉めておいて下さい。
水道の使用を中止するとき	1300円	可	転居、転出の場合は、新住所(連絡先)がわかる方が届出てください。
名義を変更するとき	無料	可	新・旧名義人の方の住所がわかる方が届出てください。

トラブルの元にもなりますので必ず届出をしてください。

上下水道料金について

2ヶ月計算...徴収経費の節減とお支払の便利さを考え、2ヶ月ごとの検針、請求となっています。

①上水道使用料金...基本料金2,160円(水道メーターの口径が13mmの場合)+水量料金+消費税

②下水道使用料金...基本料金2,760円(20m²まで)+汚水量料金+消費税

※下水道も使用の場合は合計で①+②となります。



■水道料金のお支払いについて

水道料金は2ヶ月に1回請求がきます。お支払い方法は、金融機関口座からの振替、または現金でのお支払いの2通りがあります。便利で確実な口座振替がお勧めです。

【口座振替】お申込は金融機関口座から、2ヶ月に1回、各月の22日に振替させていただきます。なお、22日が金融機関の休業にあたる場合は翌営業日の振替となります。振替結果は、預貯金通帳又は次回の検針時にお届けする「前回口座領収済のお知らせ」でご確認ください。口座振替のお申込は、市内の金融機関又は市役所水道課窓口に、通帳と銀行印をお持ちになり手続きをしてください。

【現金支払い】2ヶ月に1回、各月の中ごろに送られてくる「納入通知書」により、納入期限までに金融機関、コンビニエンスストア又は市役所水道課窓口でお支払いください。

【名義変更の届出】転入、転出又は死亡等により、水道名義や口座名義が変わるときは、必ず届出をお願いします。

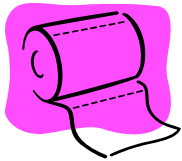
★下水道の正しい使い方★ ~下水道は魔法の穴ではありません~

下水道に流された汚物を含んだ水は、下水道管やポンプを経由して処理場へ運ばれます。ちょっとした不注意で下水道管やポンプがつまり、汚物が路上へあふれ、処理場で処理できなくなってしまう。ルールを守って快適に下水道を使いましょう。

下水道の正しい使い方9ヶ条

<その1> トイレでは使う紙に気をつけましょう。

トイレットペーパーは以外の紙、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、紙おむつなど水に溶けにくい紙の使用は管詰まりの原因になります。



<その2> たばこの吸殻、衛生用品などは絶対に流さないでください。トイレにはダストボックスなどが設置されているので必ず使用しましょう。



<その3> 台所の残飯は、三角コーナーや網目皿などで受けて絶対に流さないようにしましょう。

生ゴミなどの異物は、悪臭を発生させ、また腐敗により硫化水素ガスを発生させたりして、コンクリート構造物を腐食させる大きな原因となります。

<その4> 家庭の食用油(てんぷら油)は、絶対に流さないでください。

油はほとんど水に溶けないため、管に付着して下水道の動脈硬化や施設の腐食を進めてしまいますのでやめましょう。

<その5> 浴室、洗面所の髪の毛は流さないよう注意しましょう。

髪の毛は分解されず、周りの繊維などと絡まり毛玉状となり、管の目詰まり、機能の停止の原因となりますので注意しましょう。

<その6> 危険物(石油、ガソリン、シンナーなど)は、絶対に流さないでください。

管の内部で爆発事故などを起こす恐れがあり、また管内で固まるため、オイルボールとなってしまいます。さらに処理場での微生物処理ができず、諏訪湖を汚染してしまう事になります。



<その7> 合成洗剤を使うときはほどほどにしましょう。

水をきれいにする微生物の働きに、悪影響を与えてしまいます。

<その8> 外流しの使用にも注意しましょう。

砂、プラスチック、ビニールなどの流入に気をつけてください。



<その9> デイスポージャー(生ゴミ粉碎機)は使用しないようにしましょう。

粉碎された生ゴミなどの異物は、管に堆積し、また処理場の施設にたまり、機器の損傷をまねきます。

